

育児休業を取得しやすくなります！！

① 育児休業を取得しやすくする取組が企業に義務付けられます (令和4年4月1日～)

- 育児休業を取得しやすい**雇用環境の整備** (研修、相談窓口設置等)
- 妊娠・出産 (本人または配偶者) の申し出をした労働者に対する、育児休業制度等に関する**個別の周知**と休業の**取得意向の確認**

② 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます (令和4年4月1日～)

改正前

(育児休業の場合)

- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
- (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない

改正後

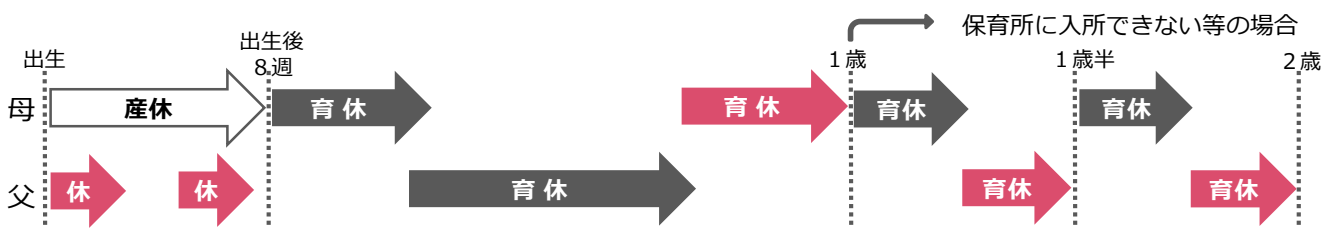
(1)の要件を撤廃し、(2)のみに

- ※ 引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可
- ※ 育児休業給付についても同様に緩和

③ 出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります

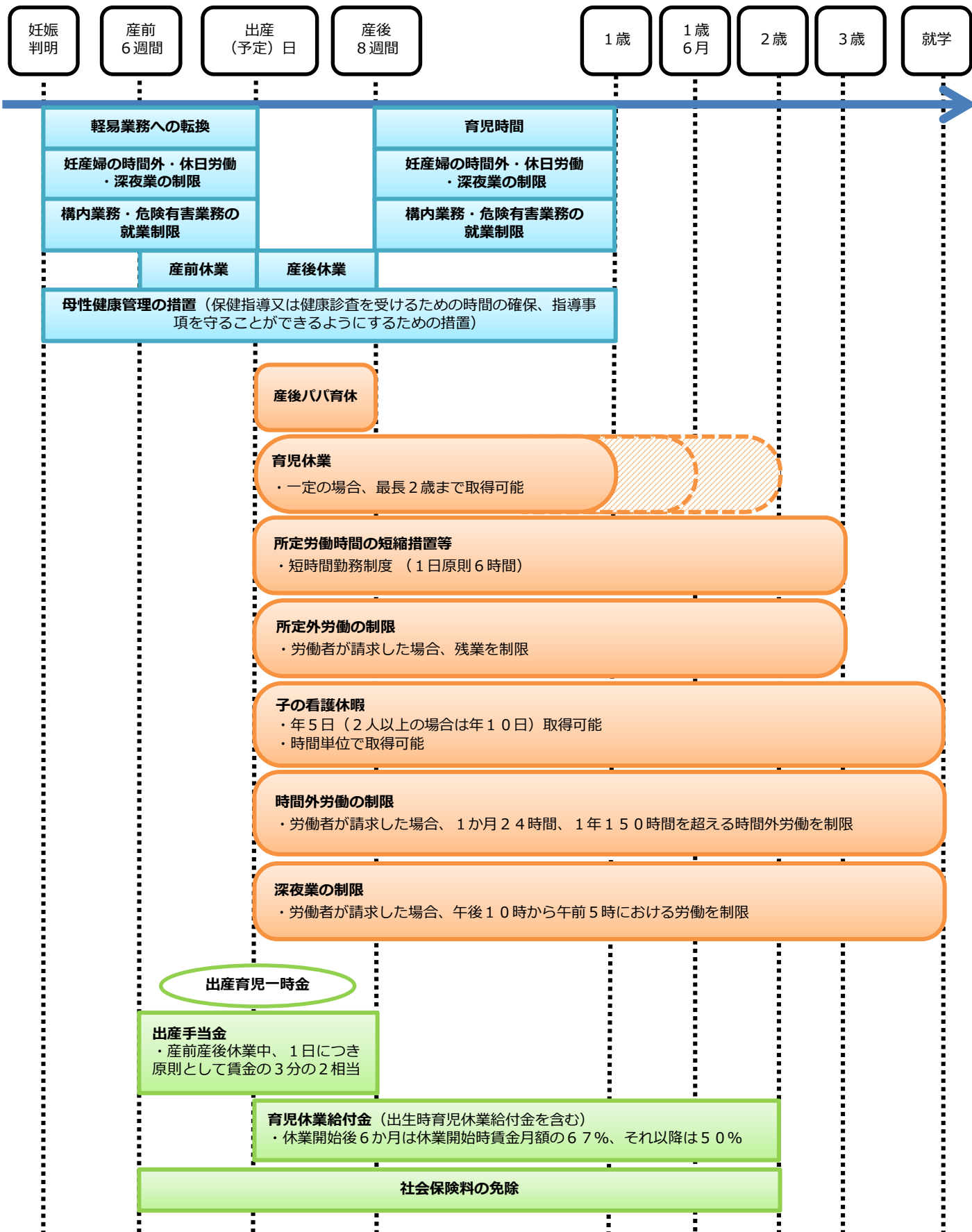
④ 育児休業を分割して取得できるようになります (令和4年10月1日～)

	産後パパ育休 (育休とは別に取得可能)	育休制度 (改正後)	育休制度 (改正前)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の 延長		育休開始日を柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に限定
1歳以降の 再取得		特別な事情がある場合に限り 再取得可能	再取得不可



☆妊娠・育児期に利用できる制度等については、裏面をご覧ください

妊娠・育児期に利用できる制度、経済的支援



京都労働局 雇用環境・均等室

住 所：〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451

電話番号：075-241-0504

受付時間：8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）